

# 訴 状

2012年1月25日

八王子簡易裁判所 御中

送達場所

原告

就業場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省公安調査庁

代表電話 033-592-5711

被告 高橋真

慰謝料請求事件

訴訟物の価格 30万円

貼用印紙額 3千円

予納郵券 6400円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、精神的慰謝料として金30万円および、これに対する1996年6月7日から、支払済まで1年複利で2割の複利計算に抛る金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

請求の原因

当事者

イ 原告は1996年5月22日、名誉毀損容疑で逮捕されて、被告検事の検事調べから起訴となり、実刑判決を科せられ1年10月の服役をした。

ロ 被告は1996年6月当時、東京地方検察庁八王子支部、正検事の職責にあり、原告刑事事件の検察調書を作成して起訴処分とした。

## 1 事件の経緯・情実

二年余に亘る民事上の加害行為を追及したところ、相手方(以下、園田という)は警察を介する違法行為をした、これに対処すべく弁護士と法律相談をした、しかし立証が難しく提訴は断念した。

その後に状況は更に悪化して住居問題に発展、偽装失踪する須崎は園田と共謀する謀略を仕掛けてきた、この背後には警察の策動があり、再び弁護士と相談するも、須崎が出現しない為に危急存亡の立場に追い込まれ、止む得ず緊急避難とした園田糾弾ビラを撒いた。

逮捕されて警察や告訴人の犯罪行為を検察官に訴えようとした、しかし商業五紙で”変質者の恐喝”なる実名報道リンチに加えて、**本庁・公安刑事課長・高崎直彦の捜査指揮に拠る公安事件扱いとなった。**

高崎は事前に作成した自白調書に署名・指印を恫喝して迫った、これで不起訴処分となれば社会的抹殺をされ、園田・須崎の虚偽告訴は闇に葬られる、法廷闘争をすべく差入れられた口語刑訴法から理論武装した。

検事(被告)に逆告訴の意思を伝えたところ罵倒・恫喝され、発言を封じて謝罪を強要してきた、起訴に迷う被告に対して、挑発・攪乱させるべく不審な信書を外部発信した、やはり被告は盗読しており、起訴に続いて追起訴をした、時効事犯と知り告訴の追完をして弁論の併合をした、この手続きは口語刑訴法では違法とされている。

弁護人には争いのある否認事件と主張するも、情状証人を立てお詫び嘆願で20分で結審すると譲らない、原田裁判長には事件の経過・情実を上申書にして提出警察の職務違反・虚偽告訴を白日の下に暴くべく、意気軒昂として刑事法廷に臨んだ。

被告は1996年6月7日、平成8年(わ)第750号、第803号事件の検事調べに於いて、参考人(須崎)の供述内容を改ざん・捏造して、須崎本人の署名・指印を被告自身が書き込む、偽造検察官面前調書二通の作成をした。

甲第1、2号証

被告作成の検事面前調書は検察証拠として法廷提出され、有罪判決の基礎になり、判決書の証拠の標目に記載された。

甲第3号証

拠って、有罪認定と偽造検事面前調書の因果関係は明確であり、民法不法行為が成立して、原告は被告に対して上記金員の支払いを求める。

## 2 被告の不法行為 加害公務員は個人的に賠償責任を負う

被告の犯行主体は身分犯であり、「公権力の行使にあたる公務員の職務行為について、公務員個人の賠償責任は負わない」とする、主張自体が失当とした反論が予見される。

この個人責任否定の根拠は、「個人責任を認めると公務員が萎縮して、自由な職務ができない」公務遂行に対する萎縮効果を挙げる。

しかし乍、被告の犯罪事実は供述調書の偽造、署名・指印の捏造という、明らかに職責とは真逆の私的犯行であり、偽造検事面前調書は重大犯罪であり、一罰懲戒の制裁的懲罰金を科すべきである。

刑事調書を捏造・改竄すると莫大な損害賠償責任を負わされる、この抑止力からも公務員が、職権を濫用して私人の権利を侵害したのは、民法不法行為が成立する。

平成6年9月6日東京地裁判決も、公務員の個人責任は「公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者自身がその違法性を認識していたような事案について」認められるとし、公務員の個人責任が認められるのは上記場合に限定されるのであるから、「損害賠償義務の発生を恐れるがゆえに公務員が公務の執行を躊躇するといったような弊害は何ら発生するおそれがないことは言うまでもなく、かえって、将来の違法な公務執行の抑制の見地からは望ましい効果が生じることさえ期待できるところである。」と判示しているのである。

### 3 損害

虚偽検事面前調書行使からこの春で16年が過ぎる、満期出獄して始めて見た須崎の検面調書の虚偽供述と署名に、被告の職務犯罪を確信した。この犯罪を民事で肯認させるべく、虚偽告訴人二人を提訴したが、証拠の評価を回避されて敗訴、この誣告者らと偽装刑事手続きをした警察官と被告、また偽装刑事裁判の判事・法廷検事らを刑事告訴するも理由なき不起訴処分。被告の所在探索するも法務省は隠し職員簿にもない、確たる証拠で検察官適格審査会に審査申立した、更に検察審査会・法務省人権擁護部などに調書改竄事件を訴え続けているが、外圧(支援組織・マスコミ報道)なき検察犯罪告発は、湿気たマッチを擦る如き、無惨な長き歳月が過ぎる。 ”金目当ての変質者”と、虚実を实名報道される社会的制裁と服役から、社会のパイプが切れて久しく、有形無形の被害は拡大生産化されて、生活破綻と人格侵害から多大な窮状を強いられている。被告の加害行為は1996年5月に発生した、この時点から損害を慰謝すべきであり、この慰謝料は金30万円と算出するが、かくも長きに亘り贖罪を償わない被告には、懲罰的制裁を科すべく、失われた歳月を年利2割の複利計算とした慰謝料の支払いを請求する。

甲第4～13号証

### 4 総括

虚偽告訴に基づく留置と作為捜査する警察に包囲され、事実を外部に発信しようにも告訴事実が歪められ証拠隠滅がされる、この閉塞状況は思い出すも悍ましい。誣告者・園田夫婦と須崎の激越な被害・処罰感情と、精神異常者の犯行とする検察に、弁護人は被告人の主張・権利を封殺、一回公判20分で結審する法廷では発言禁止とした。

控訴審では絶対的控訴事由である、虚偽告訴を証明する弾劾証拠が出た、しかし弁論はされず、再び虚偽告訴人・園田の処罰感情を法廷検事が読み上げた。当事者・弁論主義など陰も形も無く、適正な法の手続きもされない暗黒・野蛮な裁判で処刑された。

法曹三者が意思一致して、虚偽告訴事件を闇に葬り封印をした、検察官の調書捏造は過去から連綿と為されてきた。

しかしこの証明が出来なかった、被告は検事面前調書の本人署名を誤記する、言い逃れが出来ないミスをした、検察官の調書事件はタブーである。

ほぼ無条件で証拠能力が与えられている検事面前調書、これに信用性が無いとすれば”読む”調書主義裁判は出来なくなる。

公判廷で”見て聞く”弁論主義裁判となる、事実の認定は証拠に拠る(刑訴法第317条)・刑事裁判の原則を根底から覆す国家的犯罪である。

満期出獄して始めて知った告訴事実から、検察官の偽造調書を確信、続く公判調書の捏造、更に判決原本の不存在、この驚天動地と汚名・生活破綻から、国と社会から迫害され 塗炭の苦しみ・辛酸を舐め続けられている。

これまで耐えられたのは、「検事の偽造署名」この不動不朽で明確な真実が支えになった。

被告の犯罪をネット告発して6年が経ち”検事の偽造署名”は一部で知られるようになった、所在不明の被告の探索を続けているが、罪を恥じて法曹界を離れたかと思いきや、何と職員簿に載らない公安調査庁の官僚の立場にあった。

警視庁公安部・高崎直彦課長の捜査指揮に係る虚偽告訴事件だが、当時に被告も”非判決で懲役刑”を謀った公安機関の一員なのか、或は上司の創価学会幹部支部長検事・吉村弘の創価絡みの陰謀事件か、何れにしる連帯する司法崩壊の大きなうねりは起きている、この前衛として被告を血祭りに挙げるのは無上の慶びであり快挙である。

刑事裁判とは、検察官が処罰を要求した事実が、果たして証拠に拠って証明されるか、どうか判断する過程。

須崎検事面前調書2の最終章「被告人を徹底的処罰してもらうため、捜査にはいくらでも協力します」偽造してこの言い草が赦せるか！！

公益の代表・検察官による、捏造証拠で投獄された怨み骨髓に徹す、満腔の怒りを込めて提訴する。

以上

証拠方法

甲第1号証から甲第13号証まで提出する。